

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに国民の健康寿命を 1 歳以上延伸、2025 年までに 2 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】

⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

《KPI》（新）「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」

（2）政策課題と施策の目標

「人生 100 年時代」を展望、データや ICT 等の技術革新を積極導入・フル活用し、個人・患者本位の新しい「健康・医療・介護システム」を平成 32 年度からの本格稼働を目指して構築する。このため、各種の健康・医療・介護のデータ利活用基盤を、十分なセキュリティと高い費用対効果の下で、着実に推進する。

データの利活用と併せて、医療・介護の多職種連携や、オンラインでの医療全体を推進することで、住み慣れた地域等において、医療機関や介護事業所による最適なサービス提供を実現する。

高齢期でも健康を維持できる活力ある社会を目指すため、産学官連携で、早期予防から生活支援までの総合的な認知症対策や、予防・健康管理サービスの創出・活用を推進し、幅広い世代において予防投資を強化する。あわせて、予防・治療・ケアまでの総合的なヘルスケアソリューションの創出を促進する等、関連するヘルスケア産業の活性化を図る。

健康寿命の延伸に向けて、以上の取組を、医療・介護の質、生産性、国民の利便性の向上に実効的につながり、それらを医療・介護の現場や国民が実感できるよう、全体像を提示し全体最適な形で加速する。

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

①オンライン資格確認の仕組み

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成 32 年度に開始する。

- ・また、医療等分野における識別子（ID）の在り方について、こうした個人単位化される被保険者番号も含めた基盤を活用する方向で検討し、本年夏、早急に結論を得て、医療等分野におけるデータ利活用を推進する。

②医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

- ・全国的に共有すべきデータとして、レセプト情報やサマリ情報などのミニマムデータセットを定めるとともに、データ共有を行うための標準規格等を策定する。あわせて、レセプト情報の診療等への有効な活用方策を検証する。
- ・新規のネットワーク構築及び既存のネットワーク更改に当たっては、上記の標準規格等に合致するものを支援するなど、適正規模の持続的な地域医療情報連携ネットワークの構築を促す。
- ・上記を含め、費用対効果の観点も踏まえつつ、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、本年夏を目途に具体的な工程表を策定し、必要な実証を行いつつ、平成 32 年度からの本格稼働を目指す。あわせて、当該工程表に、保健医療情報ネットワークにおける介護情報の提供について盛り込む。
- ・電子処方箋について、実証を踏まえ、全国的な保健医療情報ネットワークの稼働も想定し、国民の利便性等の向上の観点から、現行のガイドラインに限らず円滑な運用ができる仕組みを検討し、本年度中を目途に結論を得る。

③介護分野における多職種の介護情報の連携・活用

- ・介護分野における ICT 化・情報連携が全国的に行われ、介護に携わる関係者の効率的・効果的な協働を可能とするため、居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様を検討し、本年度中に結論を得る。あわせて、ICT を活用した医療・介護連携について、本年度実証を行うとともに、その結果を踏まえ、標準仕様の作成に向けて検討する。
- ・介護分野における ICT 化に関しては、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進し、ICT の導入を促進するための総合的な対応を検討し、来年度に導入を抜本的に進める。こうした取組に沿って、平成 32 年度までに、介護分野において必要なデータ連携を可能とすることを目指す。

④PHR の構築

- ・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR(Personal Health Record)

について、平成 32 年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。

- ・そのため、予防接種歴（平成 29 年度提供開始）に加え、平成 32 年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報等の医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、本年度中に結論を得て必要な工程を整理し、平成 33 年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。
- ・あわせて、API 開放等により、本人の許諾を受けた民間サービスの事業者もデータ活用可能な仕様とすることを検討する。これにより、例えば、ウェアラブル端末等で計測したバイタル情報や日々の介護サービスの提供状況等の本人・家族等へのフィードバック、電子版お薬手帳との連携など民間サービスの創意工夫を促進する。
- ・さらに、PHR サービスモデル及び情報連携技術モデルについて、実証等を通じ普及展開を図る。ウェアラブル端末などの IoT 機器を用いた効果的な生活習慣病予防サービスの確立に向けた実証を進めるほか、糖尿病以外の生活習慣病や介護予防等の分野にも拡大し、新たな民間による健康医療情報活用サービスの創出・高度化を支援する。
- ・乳幼児期の健診・予防接種等の健康情報については、一元的な確認等が可能となるような仕組みの構築等を目指し、これまでの調査研究の成果も踏まえつつ、乳幼児健診の項目の標準化を検討し、本年度中に結論を得るとともに、電子化を促進する。

⑤ビッグデータとしての健康・医療・介護情報解析基盤の整備

- ・行政・保険者・研究者・民間等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結・分析できる解析基盤について、本年度から詳細なシステム設計に着手し、平成 32 年度から本格稼働する。
- ・次世代医療基盤法に基づき、国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する措置を着実に実施する。その際、データ活用基盤を構築・運営する人材や、医療情報を利活用できる人材の育成を充実させ、我が国のデータ利活用基盤の構築・運営手法等の新興国・途上国等への展開を図る。

ii) 勤務先や地域も含めた健康づくり、疾病・介護予防の推進

①総合的な認知症対策、高齢者の社会参加等の促進、介護予防

ア) 総合的な認知症対策の推進

- ・国内の関連データベースやレジストリの更なる連携等を図ることにより、病態等の解明を進め、認知症の早期発見・予防法や診断法の確立

を目指す。

- ・超早期予防から発症後の生活支援・社会受容のための環境整備も含め、自治体、研究者、企業等が連携し、「認知症の人にやさしい」新たな製品やサービスを生み出す実証フィールドを整備すべく、本年度、認知症研究のための官民連携に向けた枠組みの整備等を図る。

イ) 高齢者の社会参加促進等

- ・高齢になっても社会的役割を担い、健康を増進し、要介護状態を予防・進行抑制するための「仕事付き高齢者向け住宅」等の実証を実施し、就労等の役割を伴う社会参加のモデルケース創出、社会実装を推進する。
- ・高齢者やケアマネジャーが、保険外サービスを含め、地域における予防、介護などサービスを把握・利用し易くなるよう、介護サービス情報公表システムの活用を推進する。

②保険者によるデータを活用した健康づくり・疾病予防・重症化予防、健康経営の推進

- ・保険者全体で糖尿病や透析の原因にもなる慢性腎臓病等の重症化予防の取組を推進するとともに、企業・保険者連携での予防・健康づくり「コラボヘルス」を推進する。加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等を分析、経営者に通知する「健康スコアリング」を、全健保組合、国家公務員共済組合に対し、本年度は保険者単位、平成 32 年度以降は事業主単位で実施する。他の共済組合等の実施も検討し、来年度に結論を得る。国保・後期高齢者医療広域連合は、来年度中に開始する。
- ・「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」等を通じた地方自治体等の健康経営顕彰のノウハウ提供や情報共有等の連携により、健康経営の中小企業等への裾野拡大を図る。また、健康経営の質の向上のため、「健康経営銘柄」や「健康経営優良法人」の選定基準を見直し、組織の活性化や女性の健康管理の視点等を盛り込む。
- ・AI を活用して健康診断・レセプトなどのデータを分析し、地方公共団体における保健指導を効果的に行うモデルを構築し、全国へ普及展開を図る。

③健康管理・予防に資する保険外サービスの活用促進

- ・高齢者等のニーズに合ったサービス創出に向け、地域ケア会議・生活支援コーディネーターを支える協議体と地域版次世代ヘルスケア産業協議会との連携、民間企業の参加等を促進する。また、地域横断的課題の把握、地域間連携の促進、関係省庁との対話等を行う、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」を、本年度中に設立する。

- ・保険外サービスの品質評価の仕組みについて、本年度中に検討に着手し、業種ごと、業界横断の自主的な認証制度・ガイドライン策定等を促し、継続的な品質評価を進める。認証制度等を整備している業界等を公表し、地方自治体、ケアマネジャーなどの地域の医療・介護関係者、保険会社、健康経営に取り組む企業等から利用者に対し良質なサービスの積極的な情報提供を促す。
- ・保険外サービスが予防や自立支援の選択肢となり、高齢者ニーズに合った形でその活用が進むよう、地方自治体やケアマネジャー向けに保険外サービスの活用事例やノウハウの提供を行うとともに、ケアマネジャーがケアプランに保険外サービスを積極的に位置付けやすくするインセンティブなどの方策を検討する。
- ・介護・認知症予防などの新たな分野を含め、ヘルスケア分野において、行政コストを抑えつつ、民間ノウハウを活用して社会課題解決と行政効率化を実現する成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進する。

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

① 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護データベースの実装

- ・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの運用を平成 32 年度に本格的に開始する。これにより、効果が裏付けられた介護サービスについては、次期以降の介護報酬改定で評価する。
- ・同時に、取得データを活用し、介護事業所のケアの質の向上や介護従事者の働き方改革へとつなげていく方策を検討する。
- ・また、センサー等で取得できるものも含め、更なるデータ収集・分析については、介護事業所等の負担も考慮し、技術革新等の状況を踏まえ総合的に検討する。

② ロボット・センサー、AI 技術等の開発・導入

- ・ロボット・センサー、AI などの技術革新の評価に必要なデータの種類や取得方法など、効果検証に関するルールを整理することで、事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期以降の介護報酬改定等での評価につなげる。
- ・AI などの技術革新を進めるとともに、昨年度改訂した重点分野に基づき、ロボット・センサーについて、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組、現場ニーズを捉えた開発支援及び介護現場への導

入・活用支援を進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。また、我が国の介護ロボットの海外展開を後押しするため、安全性担保に関する国際標準化の推進や諸外国の制度との連携を図る。

③ 書類削減、業務効率化、生産性向上

- ・介護分野の情報連携、介護事業所における ICT 化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。
- ・作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT 利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。
- ・高齢者の活躍を促進するとともに、介護人材の裾野を広げる観点から、地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図るなど、介護人材確保に総合的に取り組む。
- ・医療分野や障害福祉分野についても、介護分野と同様に、各分野の特性に応じて、作成文書の見直しや AI・ロボット技術の活用、多職種連携等の取組を促進する。

④ オンラインでの医療・多職種連携等の推進

- ・患者の利便性の向上、医療職の働き方改革につながり、効率的・効果的な医療の提供に資するよう、服薬指導、モニタリング等を含めたオンラインでの医療全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定、所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取組を進める。
- ・オンライン診療は、本年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。
- ・オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、現在診療報酬対象外のものも含め、オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進めることによりエビデンスを継続的に蓄積し、次期以降の診療報酬改定で、それらを踏まえた評価を進める。
- ・介護分野のリハビリテーションにおける ICT の活用に関し、リハビリ専門職等の積極的な活用、業務の効率化・合理化を推進する観点から検討し、有効なものについては、次期以降の介護報酬改定での評価を

進める。こうした取組により、自立支援・重度化防止にもつなげていく。

- ・オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。
- ・在宅医療を含めた医療現場における多職種連携の推進に向け、現在医師が行っている業務において看護師やリハビリ専門職、薬剤師等をより積極的に活用する等の検討を進める。

iv) 先進的医薬品・医療機器等の創出、ヘルスケア産業の構造転換

① 先進的医薬品・医療機器等の創出のための基盤整備

- ・産学官の連携により、革新的な医薬品・医療機器等の創出を加速するため、エビデンスに基づく政策形成に必要な調査及び検討を行った上で、「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）及び「医療分野研究開発推進計画」（平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定）を来年度中に改定する。
- ・疾患登録システム等のネットワーク化による効率的な臨床開発のための環境整備を進める「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」と医薬品等の評価と安全対策を高度化するための医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、開発から安全対策までの一連の過程で、より大規模なリアルワールドデータの活用を推進する。
- ・産学官の連携により、医療機器開発の重点分野を検討し、AMED による開発支援の選択と集中を行う。
- ・創薬・バイオをはじめとする赤字先行型の研究開発型ベンチャーが新興市場において中長期的視点から評価され、成功例の創出につながるよう、上場前後のベンチャー企業が国内外の機関投資家向けに情報発信する機会を提供するとともに、新興企業の健全な成長を後押しすべく、本年度中に新興市場の在り方を検討する。
- ・医療系ベンチャーと大手製薬企業等とのマッチングや、知的財産等の専門人材の確保などの総合的な支援の拡充を行うとともに、国内外からベンチャー企業や大手民間企業、投資家、有識者等を集めた国際的なビジネスマッチングイベントを開催する。また、官民ファンドと関係省庁の連携など、健康・医療分野のベンチャー支援体制の強化を図る。

② AI 等の技術活用

- ・重点 6 分野を中心として、保健医療分野の AI 開発を加速する。診断・治療支援を行う AI の医師法上の取扱いについて、本年度中に明確化する。また、AI 技術を用いた医療機器のルール整備について、承認審

査の評価指標、医療機器開発ガイドラインの策定を進める。また、AI開発に向け必要な良質のデータ収集等を推進する。

- ・がん・難病分野のゲノム医療を推進する。がんについては、ゲノム情報等を集約し質の高いゲノム医療の提供体制を全国的に構築するとともに、創薬等の革新的治療法や診断技術の開発を行う。難病については、遺伝学的検査の実施機関を集約化し質の担保等を行うとともに、ゲノム情報等を活用して早期診断方法及び治療法の開発を推進する。
- ・AI技術、ゲノム情報等を活用して開発された革新的医薬品等について、早期承認に向けた審査・調査体制整備を進める。
- ・8K等高精細映像技術の内視鏡や診断支援システム等への応用の実用化に向けた研究を行う。

③ ヘルスケア産業の競争力強化、構造転換

- ・健康・医療情報を利活用するビジネスへの民間投資の活性化に向け、国民・患者や医療機関と民間企業との間での相互理解を促進するため、健康・医療情報の取扱いに際し、必要な法令やガイドライン等を遵守している民間企業の「見える化」の方策について、本年度中に検討する。
- ・患者・個人を中心に、予防から治療後のモニタリングまで含めた生活全体の質の向上を目指す総合的なヘルスケアソリューションの創出を促進する。そのため、アウトカムに着目したヘルスケアソリューションの開発・実証を医薬品・医療機器メーカーやITベンダー等と医療現場が連携して行うプロジェクトに向け、課題等の整理を行うとともに、社会実装に向けたその他方策について関係省庁で検討する。

v) 国際展開等

- ・アジア健康構想の推進に当たり、我が国の次世代ヘルスケア・システム及び関連産業のパッケージ展開を柱と据え、国際展開等を加速するとともに、推進体制を整備するため、本年夏を目途に「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成28年7月29日健康・医療戦略推進本部決定）を改訂する。
- ・同構想の下、我が国の医療、介護（自立支援・重度化防止等）、予防、健康等に関連するヘルスケア産業等の海外展開、海外の人材育成・受入れ及び日本語習得環境整備を支援する。アジアのヘルスケアの自給自足体制を構築するため、日本の医薬品等の展開及びアジアにおける医薬品の研究開発、製造、流通、安全規制等の基盤整備を行う。
- ・その際、メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）や日本貿易振興機構（JETRO）等を中核とした医療国際展開を推進し、我が国の医療の

持続的な高度化に貢献するものとなるよう日本の医療機関の外国人への対応能力の向上を図る観点を含め、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）等による渡航受診者・外国人観光客受入能力向上を推進する。

- ・特に外国人観光客については、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの議論を踏まえ、観光客自身の適切な費用負担を前提に、旅行中に病気やけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。
- ・また、平成 32 年の東京での栄養サミットへの発信に向け、アジア健康構想の下、新たな食事摂取基準の策定をはじめ、健康な食事の提供を中心に包括的な健康に関する施策について本年度中に検討を進める。
- ・東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）との連携の下、アジア各国の特性を踏まえたヘルスケア分野における人材育成、アジアでの医薬品の研究・開発を推進するための基盤構築、及び医療保健サービス提供の強化のための総合的な検討を進める。
- ・国際的に脅威となる感染症対策について、長崎大学を中核とした研究拠点の形成等による、人材育成を含めた研究能力・機能の強化、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・治療体制の強化、指定医療機関の拡充等を推進する。
- ・世界保健機関（WHO）、グローバル・ファンドや Gavi ワクチンアライアンス等の国際保健機関、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、CEPI 等への支援を行うとともに、AMR 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関への派遣を強化する。